

Q1 熱中症対策を現場環境改善費で実施する場合、「熱中症対策に係る現場管理費補正」との使い分けは？	A1 使い分けは下記のとおりです。 【現場環境改善費での熱中症対策】 現場の施設や設備に対する熱中症対策費用（冷水機、冷蔵庫、製氷機、大型扇風機、ミストファン、日よけテントなど） 【熱中症対策に係る現場管理費補正】 従業員個人に対する熱中症対策費用（塩飴、経口保水液等の飲料水、冷却用品、空調服、熱中症対策キットなど）
Q2 トンネル内作業やダム内作業は屋外工事といえるのか？	A2 トンネル・ダム工事にかかる新設及び補修工事等は、屋外工事と判断します。
Q3 当初は率計上していたが、受注者より、現場環境改善に取り組まない旨申し出があった場合は、どのような対応とするのか？	A3 現場環境改善費の率計上を減じ、設計変更を行ってください。 減点等の罰則はありません。また、避暑（熱中症対策）・避寒対策のみ実施する場合は、率計上を減じ、積み上げにより計上します。
Q4 当初は、現場環境改善費の対象外工事として発注したが、受注者より実施希望があった場合、変更してよいか？	A4 実施の妥当性を確認したうえで、設計変更により対応してください。 なお、対象外には屋内工事も含みます。 また、避暑（熱中症対策）・避寒対策等のみ実施する場合は、率計上はせず、積み上げにより計上します。
Q5 要領「IV 適用の範囲」における“実施が困難なもの”、“効果が期待できないもの”の具体例は？	A5 現場事務所を設置しない工事や、屋外での作業期間が短期間の工事などと考えます。
Q6 現場環境改善費の実施内容の対象は、別表第1に記載されたもののみか？	A6 別表第1に記載のない内容であっても、受発注者間の協議において、妥当と判断されれば対象とできます。 国や他県の事例を参照されても構いません。 「現場環境改善費 事例」で検索をかけてみてください。
Q7 農村整備課・農地整備課所管事業や災害復旧事業など、本要領の対象から外れている事業については、計上できないのか？	A7 農村整備課・農地整備課所管事業、災害復旧事業については、【農業農村整備事業版】、【災害復旧事業版】が別途策定されていますのでそちらに従ってください。 水産課所管事業や港湾空港課所管事業については、【港湾・漁港漁場整備事業版】に従ってください。
Q8 労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から、事業者は職場での熱中症対策を義務付けられた。小規模工事においては、率計上100%の上限額では必要な対策を行うには不足し、受注者が対策を怠ったとして罰則が適用される可能性がある。必要な経費を計上できないか？	A8 小規模工事における熱中症対策について、率計上100%の額では必要な費用が不足する場合においては、「1. 基本的な考え方(5)」にある、「特別な内容を行う場合で、費用が巨額となり現場環境改善等に要する費用を率分で計上することが適当でないと判断されるもの」に準じ、受発注者間で協議し、発注者が適正な対策であることを認めたらうえ、必要額を積み上げ計上してください。

Q9 ”小規模工事”の定義はあるか。	A9 具体的な定義は設けていませんが、現場環境改善費率では、4つ実施するには必要な費用が不足する工事を想定しています。 なお、Q9で取り扱っている小規模工事は、率計上100%の額では必要な熱中症対策を講じる費用が不足する工事を想定しています。現場の状況や条件によって異なりますので、工事ごとに慎重に判断してください。
Q10 積み上げ計上項目について、施設・設備等の種類や規模、設置期間などを受発注者間で協議するタイミングは、施工計画書の提出前が適当か。	A10 特に定めはありません。施工計画書には実施予定の内容を簡潔に記載し、対策の実施前までに、工事打合せ簿により受発注者間で規模や期間等を協議・決定されれば問題ありません。また、率計上分として実施する内容についても同様に工事打合せ簿により受発注者間で実施内容を協議していただいても差し支えありません。
Q11 避暑(熱中症対策)・避寒対策について、率計上分として実施する4内容の1つとして取り扱って良いか。	A11 避暑(熱中症対策)・避寒対策は、率計上分として取り扱うことはできません。
Q12 積み上げ項目分の計上を行うために受注者が提出する資料はどのようなものか。	A12 ○リース品の場合:リースに係る費用を計上 【受注者の提出資料例】 以下が確認できる見積書(契約書)等 ・設置期間 ・設置費用 ○購入品(会社所有備品)の場合:購入費のうち、設置期間分の減価償却費を計上 【受注者の提出資料例】 以下が確認できる資料 ・購入時期およびその購入価格(販売価格) ・設置期間
Q13 購入品の積み上げ計上する場合の減価償却費の算出方法は？	A13 減価償却費用の算出方法は定額法と定率法とありますが、基本的に定額法で算出します。 ● 定額法の算出方法 $\text{減価償却費} = (\text{取得価額}) \times (\text{工事使用期間(月)} \div \text{耐用年数(月)})$ 耐用年数については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」などを参考としてください。なお、購入時期が古く、耐用年数を超過しているものは計上できません。